

広域振興局体制の整備の基本的考え方(素案)【ポイント】

1 はじめに

平成 18 年当時、「概ね 10 年後に広域振興局体制に移行」としていましたが、予想を上回る本県人口の減少や、県北・沿岸圏域における県央・県南圏域との更なる格差の拡大が懸念されます。

県では、地方振興局に分散している行財政資源を集約し、効果的に施策を展開できる体制の構築が急務と考え、平成 22 年 4 月に 4 つの広域振興圏全てにおいて広域振興局体制に移行します。

2 なぜ、「地方振興局」を「広域振興局」にするのか

「いわて希望創造プラン」に掲げる重点目標を達成できる体制が必要

県民所得の向上や人口転出への歯止めなどの重点目標に対応するため、産業振興を中心として、広域的、専門的な観点から施策を展開します。

住民に身近な市町村が行政サービスを提供できるように、支援体制を更に強化することが必要

市町村と県との適切な役割分担に基づいて、県の業務(権限)を市町村に移譲するなど、市町村の行財政基盤強化に向けた取組を効果的に実施します。

厳しさを増す行財政状況等へ対応するため、更なる改革に取り組むことが必要

持続可能な行財政構造を構築する必要があり、職員体制のスリム化を行う中で、組織力を最大限に発揮できる簡素で効率的な組織体制を整備します。

3 先行設置した県南広域振興局の検証結果

成果

産業振興戦略等の策定により一体的・効率的な広域行政を推進

従来の区域を越えた広域的なネットワークの形成など、新たな産学官連携による地域経営を推進

本局への集約等により業務の重複を解消し、新たなニーズ等に対応した職員を再配置

課題と解決の方向性

本局、総合支局、行政センターの業務分担等が不明確 総合支局の行政センター化などにより改善

本局への集約により一部業務が非効率化 サービス提供体制の見直しなどにより改善

今後も検証を行い、改善を図りながら、広域振興局体制の整備に反映

5 今後の予定

平成 20 年 6 月...「基本的考え方(素案)」の公表

平成 21 年 2 月...「基本的考え方」の公表

平成 21 年 6 月...「実施案」の公表

平成 21 年 9 月...関連条例を県議会に提案

平成 22 年 4 月...4 広域振興局体制へ移行



4 広域振興局体制の整備に向けた基本方向

基本的な考え方

市町村と県との適切な役割分担の下で、地域特性や地域のニーズに応じたサービスの提供

地方振興局の企画部門を統合することにより、力を結集して地域の諸課題に対応

本庁と広域振興局については、行財政資源の分散と集中を戦略的に組み合わせ、県全体として施策を展開

組織体制

県南広域振興局の改善後の体制を基本としながらも、地域の産業構造などに考慮

各広域振興局の業務は、できるだけ本局に集約し、県民に近いところで実施することが効果的な業務は、行政センターで実施

本局及び行政センターの位置は、広域振興局としての機能の発揮など、総合的に勘案して決定

留意事項

市町村と県の二重行政の解消

県民や市町村等とのより一層の連携

広域振興圏の境界に位置する地域の振興

